



# 情報(第 198 号)



令和 7 年 12 月 26 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
<https://ginza-syaroushi.com/>  
動画:社会保険労務士チャンネル  
<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

周南市中須北の棚田（令和 7 年 12 月 20 日）



## ハラスメント

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動が実施されています。そこで、これにならって、最近のハラスメントの実例を紹介しつつ、その防止策を提案します。

実例は、4件紹介します。政治家・警察官・スポーツ界・公務員と多岐にわたり、どこにも存在しています。

### 1 知事のセクハラ

福井県の杉本達治知事は本年 11月 25 日、県庁で臨時記者会見を開き、辞職する意向を表明。杉本氏を巡っては、セクハラに当たる不適切な内容のテキストメッセージが送られてきたとして、職員が県の外部窓口に通報し、県が調査していたといいます。杉本氏は、通報があった職員だけではなく、他の職員にも同様のメッセージを送ったと認めたとのことです。具体的にどんな内容であったか判然としません（令和 7 年 11 月 25 日時事通信）。

### 2 後輩警察官へのパワハラ

後輩の機動隊員に裸踊りをさせたなどとして、福岡県警は本年 11月 27 日、第 2 機動隊の男性巡査（24）を不同意わいせつ容疑などで書類送検し、懲戒免職としました。男性巡査部長（28）ら 5 人も同容疑で書類送検し、停職や減給などになったとのことです。男性巡査は 5 人と共謀し、昨年 7 月、熊本市中央区の宿泊施設でさらに別の後輩の服を脱がせるなどした疑いでも書類送検されています。6人は「悪ふざけだった」と容疑を認めているといいます（令和 7 年 11 月 27 日時事通信）。セクハラであると同時にパワハラ言い得る事件です。

### 3 サッカー監督のパワハラ

サッカー J リーグは今月 23 日、J1 町田ゼルビアの黒田剛監督（55）が選手間に「造反者」などの不適切な発言をしたとして、けん責処分を科したと発表しました。パワーハラスメントは、認定されていないことながら、町田の監督に就任した令和 5 年以降、練習中にコーチを怒鳴る、懇親会でスタッフに対し尊厳を傷つける暴言があったと認定。黒田氏はこれらの行為を基本的に認めず、反省の色も見られず、今回の調査過程で、チーム関係者に口止めを図る行為もあったといいます（令和 7 年 12 月 23 日時事通信）。

### 4 県職員のパワハラ

長野県のコンプライアンス・行政経営課によると、危機管理部で課長補佐級の 56 歳男性は、本年 3~4 月に「覚えてろよ。この野郎」などと同僚や部下に暴言を発し、パワーハラスメント行為に当たるとして 3カ月間 10% の減給処分になりました。時間外勤務の職務命令の無視、県有財産への落書き、業務用パソコンの不適切使用といった行為もあったといいます（令和 7 年 12 月 20 日朝日新聞）。懲戒処分がされていることから、前記のような暴言は繰り返しあったと推認されます。

## 5 ハラスメント防止策

事業主には、安全配慮義務として、ハラスメント防止措置を講じることが義務付けられています（すべての企業）。その主な内容は以下のとおりです。

- (1) 職場においてハラスメントを行ってはならないことにつき、労働者の関心と理解を深めること
- (2) 自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うこと
- (3) 事業主自身（役員）が、ハラスメント問題に関する理解と関心を深めること

## 6 武士道

前項の防止策は、それはそれとして当然ながら、いずれも対症療法・当面の策の域を出ず、根治策を講ずるべきです。

法の前にあるのは、「道徳」であり、これを磨くことを考えるべきです。我が国的精神基盤は武士道にあります。これは、武士が守るべきものとして要求され、あるいは教育をうける道徳的徳目の作法とされます。社会的存在としては、武士は一般庶民に対して超越的な地位にあったけれども、彼らは道徳の規範を定め、みずからその規範を示すことによって民衆を導いたとされるのです（新渡戸稻造（奈良本辰也訳）：武士道）。

その徳目は、今日、忘れ去られたのでしょうか。後記 9 に着目すれば、日本人の精神に今もなお宿っており、「鬼滅の刃」の流行はそのことを証明しているのではないかでしょうか。そこで、極めるまでいかなくとも、前掲武士道から、その精神を少し学んでみることにしましょう。

## 7 礼(人とともに喜びとともに泣けるか)

長い苦難に耐え、親切で人をむやみに羨まず、自慢せず、思いあがらない。自己自身の利を求めず、容易に人に動かされず、およそ悪事というものをたくらまないものである。

## 8 名誉(苦痛と試練に耐えるために)

「人に笑われるぞ」「体面を汚すなよ」「恥ずかしくはないのか」などということばは過ちをおかした少年の振舞を正す最後の切札であった。子が母の胎内にいる間に、その心があたかも名誉によってはぐくまれたかのように、この名誉に訴えるやり方は子供の心の琴線に触れたのである。

## 9 大和魂(日本人の心)

「敷島の 大和心を 人間はば 朝日に匂ふ 山桜花」（本居宣長）

桜の花の美しさには気品があること、そしてまた、優雅であることが他のどの花よりも「私たち日本人」の美的感覚に訴えるのである。桜は、その美しい粧いの下にとげや毒を隠し持つてはいない。自然のおもむくままにいつでもその生命を棄てる用意がある。その色合いはけっして華美とはいがたく、その淡い香りには飽きることがない。

